

報酬付与の申立てについて

鹿児島家庭裁判所

はじめに

報酬を受け取るためには、後見人等から家庭裁判所に対し、報酬付与の申立てをする必要があります。

申立てに必要なもの

- 申立書
- 収入印紙 800円
- 郵便切手84円
- 報酬付与申立事情説明書
- 後見等（監督）事務報告書
- 財産目録
- 預貯金通帳の写し等
- 付加報酬を求める場合の資料（下記2(2)参照）

※ 裁判所から上記以外の書類の提出をお願いする場合があります。

記載方法

1 申立書について

この申立書は、審判を作成するにあたり、審判の主文を申立書に付記する方式に対応するものとなっています。太枠内に記載してください。

なお、申立書の裁判所使用欄は家庭裁判所が審判をする欄ですので、この欄に日付、金額等の記載、チェックはしないでください。

2 報酬付与申立事情説明書について

(1) 報告対象期間

報告対象期間の始期と終期にチェックし、その期間を特定してください。

(2) 付加報酬について

付加報酬を求めない場合は、「求めない」にチェックしてください。

付加報酬を求める場合は、「求める」にチェックして、該当項目に金額を記載し、資料を添付してください。

身上監護等に特別困難な事情があった場合には、「⑧その他」にチェックして、その事情を別紙で記載してください。

3 報酬付与の申立ての時期について

報酬付与の申立ては、後見等事務報告を行う時期にあわせて行ってください。